

令和6年度第10回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和7年1月14日（火） 16時00分開会
16時40分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

| | |
|-----|--------|
| 教育長 | 原之園 哲哉 |
| 委員 | 津曲 貞利 |
| 委員 | 岡本 尚也 |
| 委員 | 前田 圭子 |
| 委員 | 福元 佑子 |

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

| | | | |
|--------------|--------|---------------|--------|
| 管理部長 | 小村 真二 | 教育部長 | 佐土原 隆 |
| 教育DX担当部長 | 木田 博 | 総務課長 | 九反 大介 |
| 学校整備室長 | 岩坪 秀樹 | 施設課長 | 久保 浩一 |
| 文化財課長 | 圖師 みゆき | 美術館副館長 | 谷口 雄三 |
| 図書館副館長 | 小城 裕子 | 学務課長 | 鶴田 紋太郎 |
| 学校教育課長 | 竹下 直大 | 学校ICT推進センター所長 | 池田 伸一 |
| 保健体育課長 | 山口 伸一 | 青少年課長 | 吉元 利裕 |
| 生涯学習課長 | 西國原 学 | 少年自然の家所長 | 唐仁原 宏樹 |
| 中央学校給食センター所長 | 濱田 有希 | | |

◇ **書記**

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 総務課主幹 | 圓若 正行 | 総務課主査 | 上堀内 啓太 |
|-------|-------|-------|--------|

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順
公開
 報告事項(1) 第77回優良公民館文部科学大臣表彰について
 報告事項(2) 休日における部活動の地域移行の状況等について
- 6 その他
- 7 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和6年度第10回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は全員出席し、定足数に達していますので、会議は成立しています。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、前田委員と岡本委員にお願いします。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開についてですが、本日は2件の報告事項のみで、非公開の対象となる事項はないことから、全て公開で行いたいと思います。

教育長 それでは、議案審査に入りたいと思います。傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局（企画調整係長） 傍聴及び撮影を希望される方はいらっしゃいません。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(1) 第77回優良公民館文部科学大臣表彰について

教育長 報告事項（1）について生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局（生涯学習課長） 資料3ページの報告事項（1）をご覧ください。第77回優良公民館文部科学大臣表彰についてご報告します。文部科学省が主催する本表彰については、公民館等の施設のうち、特に事業内容、方法等において工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰するもので、城西公民館が受賞しました。表彰理由については、記載のとおりです。なお、表彰式については、令和7年2月28日文部科学省において行われる予定となっています。以上です。

教育長 いまの報告事項について、何かご質問等はございませんか。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(2) 休日における部活動の地域移行の状況等について

教育長 報告事項(2)について、保健体育課長と学校教育課長から、それぞれ説明をお願いします。

事務局(保健体育課長) 4ページをお開きください。報告事項(2)令和5年度から本市で取り組んでいます休日における部活動の地域移行の状況等についてご説明します。令和4年度に、スポーツ庁・文化庁にそれぞれ設置された部活動の地域移行に関する検討会議から提言が示され、それを受け、4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが発出され、全国的に部活動の地域移行が大きく動き出しています。5ページをご覧ください。まず、国の動きについてご説明します。学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の顧問の下、学校教育の一環として行われてきました。しかし、少子化が進展するなか、部活動を従前の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、これまで部活動は、教師による献身的な支えにより成り立ってきていましたが、休日を含め長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合も生じているところです。このような状況から、国は持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現するため、まずは休日の部活動から段階的に地域に移行していくこととし、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指すよう方向性を示したところです。6ページをご覧ください。現在の国の状況ですが、6年12月に地域スポーツ・文化芸術創造と部活動に関する実行会議の中間とりまとめの案が示されました。改革の理念は、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的であることが示されており、これまで使用していた地域移行の文言が、地域と学校の二項対立の印象を与えかねないとの懸念があり、今後は学校部活動から地域クラブに転換した場合であっても両者の連携は図る必要があることから、地域展開に転換されること。資料の修正をお願いします。改革実行期間が、令和8年から14年となっていますが、令和8年から13年に修正をお願いします。令和7年までの改革推進期間が終了した後、令和8年から13年までの6年間を改革実行期間として、この6年間で休日の活動の地域展開を完了させ、平日の地域展開にも取り組んでいくことが示されています。これらの中間取りまとめは、今後、運動部・文化部それぞれのワーキンググループで検討し、7年4月に最終取りまとめとして改めて発表される予定です。7ページをご覧ください。ここから本市の取組についてご説明します。本市では、生徒の持続可能で多様なスポーツ、文化芸術環境の整備と、教師の働き方改革の推進及び学校教育の質の向上を目指した取組を進めていくこととし、休日における部活動の地域移行に取り組んでいると

ころです。8ページをご覧ください。本市在住の中学生、16,210人のうち約7割の11,041人という多くの生徒が、運動部・文化部の部活動に在籍しています。また、学校規模も全校生徒964人の大規模校から、2人の極小規模校まで、大きく違うことなど学校の実情もそれぞれ異なることから、3年間の改革推進期間中に様々な団体が実施するモデル事業を行い、その研究成果を普及することで、それぞれの学校や地域の実情に応じて実施可能なモデルを選択できるよう取組を進めているところです。9ページをご覧ください。本市の令和4年度から8年度までの取組について示したものです。取組については、教育委員会の関係課のみならず、スポーツ課、文化振興課等、市長部局とも連携し、モデル事業や各種調査等を実施しているところです。5年度からは、学識経験者、保護者代表、学校代表、プロスポーツクラブ、民間スポーツクラブ、文科系団体等で構成される推進会議を年間2回、運動部・文化部それぞれの分科会を3回開催し、地域連携等に関する助言等を得ているところです。今後、モデル事業の拡充を進めながら、令和8年度から休日の部活動を段階的に地域に移行できるよう進めているところです。10ページをご覧ください。運動部の令和6年度モデル事業の概要です。5年度に3パターン5モデルでスタートし、本年度は3パターン7モデルに拡充して実施しています。下の図の左側の番号1から3が、総合型地域スポーツクラブ等が運営の主体となる地域委任型のモデルです。学校の全ての部活動を一つの組織で運営する形になります。1と2の昨年度から実施している総合型地域スポーツクラブが運営する形に加え、3では本年度から鴨池中学校のPTAと校区コミュニティ協議会が新たな組織を立ち上げ、運動部活動の運営を行うパターンで実施しています。真ん中の4から6が、近隣の学校の特定の種目が合同で活動する拠点校型のパターンになります。4と5は陸上競技、6が軟式野球を実施しています。指導を兼職兼業の許可を得た教員、大学生やNPO法人の指導者が行い、保護者会やNPO法人が運営を行っています。右側の7が、プロバスケットボールチームである鹿児島レブナイズが運営主体となって、学校に指導者を派遣する運営団体委任型です。鹿児島レブナイズから専門の指導者を休日に派遣し、それぞれの学校で指導を受けられる形になります。以上の3パターン7モデルで事業を実施しています。なお、今回、国の実証事業として行っているため、保険料や指導者の謝金等の活動費については補助でまかなっていますが、今後、地域移行を進めていく中で、参加者から徴収する受益者負担の形になっていく予定です。

事務局（学校教育課長） 11ページをご覧ください。続いて、文化部活動の地域移行指導について説明します。今年度は3パターンのモデル事業を実施しています。まず、一つ目の地域委任型ですが、こちらは中学校区を単位として、主に部活動の保護者会が母体となる校区文化クラブを3中学校の吹奏楽部と、一つの中学校の演劇部で設立し、休日の部活動に代わるクラブ活動の在り方を検証しているところです。また、真ん中にあります拠点校型では、桜島中学校吹奏楽部の保護者会が母体となって地域文化クラブを桜島地域で

設立し、周辺の東桜島中、黒神中学校の生徒へも参加を呼びかけるモデル事業を行っています。さらに、一番右の地域連携型では、保護者以外の運営団体により学校以外の施設で活動する市立中学生を対象とした合同文化クラブ、通称ウィークエンドカルチャークラブと銘打っていますが、そちらを立ち上げました。今年度は6回、土曜日に鹿児島大学や市立美術館で美術に親しむ活動を展開しています。それぞれのモデルのローマ数字、こちらは運動部活動のモデルパターンに揃えたものです。12ページをご覧ください。現段階で運動部、文化部の共通の成果と課題について説明します。まず活動の継続性と多様性という観点では、運営団体においては地域移行することで参加者が増えた地域クラブがあり、活動が活性化している。地域の指導者が活動に携わることで教職員の転勤等に影響されず、来年度以降の活動の見通しがもてる、などの成果があがりました。一方で学校からは、部活動の全てを委ねられた時、運営団体が対応できないケースがあったり、セキュリティや鍵管理のため地域指導者だけでは、指導のために学校に入ることができなかつたりするなどの課題も見られました。また、参加者である生徒からは、専門的な指導が受けられモチベーションが高まった、という成果がある一方、もっと専門的な指導を長時間受けたい、そのような意見もありました。さらに、教職員を含む地域の指導者からは、地域移行により複数校から生徒が集まることで、自分自身の指導を見直す機会を得ることができたとする一方、やはり指導日数が限られていることが十分な指導ができないという課題として上げられました。13ページをご覧ください。教職員の負担軽減という観点ですが、クラブ活動を地域の指導者にお願いすることにより、休日の指導の負担を減らすことができたり、休日に加え平日にも地域指導者が指導する学校では、学校の仕事を進めることができたりするなどの成果が見られました。また、複数の指導者によって指導する地域クラブでは、お互いの指導方法の情報交換等が図られて勉強になるとの声が聞かれました。その一方で、地域の指導者との連絡や連携をどのように図るか、あるいは指導者間が指導頻度の差で後ろめたさを感じさせない手立てなどの課題が見られました。14ページをご覧ください。今後の部活動の地域移行検討を一層進めていくための課題としては、運営、実施主体の確保や整備、指導者の確保と質の担保、参加費や活動費の適正な設定、活動場所確保に向けた鍵の管理やセキュリティ解除などがあり、今後もモデル事業を通してそれらの対応策等の検証を進めていきたいと考えてます。以上です。

教育長 部活動の地域移行について説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

委員 継続性として、例えばお金に関しては、今年は国がお金を出していますが、それは来年以降も市の予算の中でできるのか。また、人材の確保ということで、今せっかく市立高校にスポーツ科もできているので、そことも何か連携できたらいいと思います。また、しょうがないのかと思いますが、この地域はこういう人がいるからできたみたいな、地域ごとに属人的になって

くると思います。移行期のため必ず何かいろいろなことが起きて、多分、軌道に乗っても起こると思いますが、このいろいろなパターンがある中で、問題が起こった時の責任をどこが負うのかというところは明確になっているのかをお聞きしたいです。あと、休日のみということが、すごくやりにくいかと思い、専門家の先生が休日教えてくれた時なども含めてですが、指導のやり方や方針の違いが学校と専門家では出てくるのですよね。細かなところも含めて、ここはこうした方がいい、いや違うといったこともあると思うので、そこのあたりを休日のみにするのか、それとも平日にも広げていく方向になっているのか教えていただきたい。最後に、大会出る時、大会はだいたい休日にあると思いますが、誰が主として引率をするのかというところもお願いします。

事務局（保健体育課長） まず、責任の所在については、現在、教育委員会のモデル事業ということで実施していただいていますので、責任の所在は教育委員会にあると考えています。ただ、今後地域展開がなされていった時には、地域のクラブ活動ということになりますので、やはり責任の所在は運営主体でないと意味がないということになってくるかと思います。

委員 運動部などで重大事案等が起こる可能性がありますか。その時には、ある種の任意団体みたいになるので、そこで保険に入るのでしょうか。

事務局（保健体育課長） そうです。保険も学校の部活動とは別に、保険加入することになっています。それから、平日の指導者と休日の指導者が異なることについては委員のご指摘のとおり、そこが非常に大きな問題であり、今回、12月末に文科省からもスポーツ庁からも、この学習指導要領解説の中に部活動についての表記があるのですが、その差し替えという通知がきました。その中で、生徒が平日に部活動、休日に地域スポーツクラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要であることがうたわれています。具体的にどのように連携を図っていくかは、今後研究の余地もあるかと思います。あるモデル事業の軟式野球のチームでは練習の様子を、SNSを使ってそれぞれの指導者に、今日はこんな練習をしました、誰々はどんな様子でした、ということ伝える体制を整えているようです。それから、大会出場については、運動部では規定があり、学校の部活動で出る時には学校として参加をする。そこでは顧問が引率をすることになります。地域クラブとして出場する場合には、中体連が認めたクラブであれば出場はできます。その際には、学校の顧問ではなく、その地域クラブの指導者が引率をする形になっています。

委員 いろいろと混乱して大変だと思いますけど、方向性はいいような気がします。

教育長 何か補足はありますか。

事務局（学校教育課長） 例えば、文化部活動の吹奏楽部での指導者の選定にあたっては、音の方向性や音作りなど、そういったもので顧問の先生と指導者の方

向性が全く違っていたらモデル事業も成り立たないため、現在のモデル事業については、保護者ともよく協議をして、特に子どもたちが信頼できるような方を外部指導者としてお願いしています。今、当面の課題として考えていることは、人材の確保です。中学生に教えられる人材がどのくらい、そしてまた、ある程度報酬も決まっていることから、その予算の中で中学生に教えてくださる方がどれだけいるのかについては、各関係団体に広く周知広報をかけながら、なるべく多くの人に人材バンク等に登録していただき、その中で研修やコーディネートをしながら対応できればと考えています。しかしながら、そこについては現時点ではできていないので、次年度以降の課題になってくと思っています。

委員 例えば、平日の練習から子供の特性を見て、週末の試合でどう生かすかは顧問の先生次第のようなところもあり、普段の練習を見ていないとうまく試合をコントロールできないだろうと思います。やはり、先生によって指導の仕方など若干違うこともありますので、週末だけ他の先生が来た場合に、こちらの先生はこう言って、こちらの先生はこう言っているけれど、どうすればいいのか子供が受けるのが難しいところもあると思いますが、それは仕方がないことなので割り切ってやっていくしかないのかとも思いました。全然専門ではないのに顧問になっている先生もたくさんいらっしゃるの、そういう先生の場合はすごくいいのかと思います。部活動によって違いが出てくることが、良いのか悪いのかちょっとどうなのかとも思いましたが、先生の負担が減るのであればすごく良いと思ったところです。学校の先生と週末の他の先生と連携をものすごく密にしないと、子供も混乱しますし、精神的にもまだ発達段階なので、そのフォローは必要かと思いません。

教育長 ほかにございませつか。全国の教育長会に行きますと、この話題はものすごく議論があつて、文科省の課長が来て説明をするのですが、人によっては、やらない、できないという意見があり、課題が山ほどあります。鹿児島市でも課題や問題が出てくると思いますが、子供たちにできることをやっいていこうということで、今後も見えていただいき、またいろいろなご意見をいただければと思います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 今後の日程についてご連絡します。次回の教育委員会定例会は、2月6日(木) 16時から、教育総合センター2階、女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

7 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】